

市立甲府病院

ホームページ及び病院メール等リニューアル・運用管理業務委託に関する

優先交渉権者選考方法

市立甲府病院

平成 31 年 2 月

目次

1	主旨	3
2	優先交渉権者の選考方法	3
3	得点配分	3
	(1) 技術点	3
	(2) 価格点	3
4	不調条件	3
5	技術点について	3
	(1) 技術（機能）	3
	(2) 技術（実績）	4
	(3) 技術（提案）	5
6	価格点について	6

1 主旨

本書は、「市立甲府病院ホームページ及び病院メール等リニューアル・運用管理業務委託」（以下、「本委託業務」という。）に関し、優先交渉権者を選考する方法について提示したものである。

2 優先交渉権者の選考方法

本業務委託の優先交渉権者は、以下に分類された得点を用いて選考する。

ア) 技術点：企画提案書等から評価を行うもの

イ) 価格点：提案価格から評価を行うもの

上記分類の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、2番目に合計点が高い事業者を次点交渉権者とする。

合計点が同点の場合は、価格点が高い事業者を優先交渉権者とする。

なお、提案価格が著しく低い場合、事業者への確認調査を実施し、提案価格と見積りの再提示を要請する場合がある

3 得点配分

得点の満点は1,000点とし、以下の項目に配分される。

(1) 技術点

技術点の満点は500点とする。

また、技術点はさらに以下の項目に得点配分される。

ア) 技術（機能）：100点（機能提案書）

イ) 技術（実績）：50点（企画提案書）

ウ) 技術（提案）：350点（企画提案書）

(2) 価格点

価格点の満点は500点とする。

4 不調条件

技術点、価格点が不十分であり、事業者への確認調査の結果も改善が困難であると、本業務委託に関する審査委員会が判断した場合、調達不調として当該業務委託の再調達を実施する。

5 技術点について

(1) 技術（機能）

ア) 技術（機能）の評価

技術（機能）の評価にあたっては、機能提案書の提案内容の評価とする。

イ) 評価方法

各機能要件には、要件レベルとして「必須」と「加点」が設定されている。「必須」と設定されている機能要件は、機能として実装（業務として実施）することが必須であるため、評価の対象とはならない。「加点」と設定されている機能要件について評価の対象とし、以下の提案内容に応じた点数を付与する。

提案内容 (記号)	提案(記号)が示す意味	付与点数
○	標準的な機能として実装(実施)できる。	5点
△	委託期間内で機能追加を約束できる。	4点
※	対応は不可であるが、十分な代替提案がある。	3点又は0点
×	対応できない。代替案も提案できない。	0点

提案内容「※」とした場合は、代替提案を記載する必要があり、代替提案の内容を評価し、該当機能に替わる十分な内容であった場合に、3点を付与する。十分な代替提案とならないと審査員が評価した場合は0点とする。

ウ) 点数の計算方法

技術(機能)の評価点数は以下の数式によって計算する。

$$\begin{aligned} & (\text{加点項目の評価点の合計} \div (\text{加点対象項目数} \times 5 \text{点})) \times 100 \text{点} \\ & = \text{技術(機能)の評価点} \\ & \text{(小数点第2位を四捨五入)} \end{aligned}$$

(2) 技術(実績)

ア) 技術(実績)の評価

技術(実績)の評価にあたっては、企画提案書に記載された類似業務の実績内容の評価とする。

イ) 評価方法

技術(実績)は、本業務委託の類似業務実績として、当院と同規模以上の病院(400床以上)の業務実績と、医療機関・自治体・官公庁に対するCMSの導入実績の2つの項目から評価を行う。

各項目における評価は以下のとおりとする。

評価項目	配点	評価基準	評価点
400床以上の病院への類似業務実績	10点	2件以上	10点
		1件以上	0点
医療機関・自治体・官公庁に対するCMS導入実績	40点	3件以上	40点
		2件以上	20点
		1件以上	0点
(合計)	50点	-	-

ウ) 点数の計算方法

技術(実績)の評価点数は以下の数式によって計算する。

$$\begin{aligned} & (\text{400床以上の病院への実績の評価点}) + (\text{CMSを用いた実績の評価点}) \\ & = \text{技術(実績)の評価点} \end{aligned}$$

(3) 技術（提案）

ア) 技術（提案）の評価

技術（提案）の評価にあたっては、企画提案書に記載された提案内容を評価する。

イ) 評価方法

技術（提案）は、企画提案書の各項目について、以下の基準に従い、各審査員と各評価員が評価をする。各項目の評価は、各審査員と各評価員の評価の平均点とする。（小数点第3位を四捨五入）

評価	提案（記号）が示す意味
5	大変優れた提案である。現状よりも、より良いホームページとなることが確実に判断できる。
4	優れた提案であり、現状よりも、より良いホームページが作成されると期待ができる。
3	特に優れた点はないが、現状のホームページレベルを維持できる。
2	業務委託品質の維持・向上に、多少なりとも当院からの助言が必要なレベルである。
1	業務委託品質の維持・向上に、大幅に当院からの助言が必要なレベルである。
0	記載がない、または関係の無い記載である。

ウ) 提案書記載項目別の配点

提案書記載項目別の配点は以下のとりとする。

No.	記載項目	配点
1	情報処理・デザイン	50点
2	システム（CMS）操作性	50点
3	情報発信	50点
4	スマートフォン・タブレット端末及び外国語への対応	100点
5	セキュリティ対策及びシステム障害への対応	50点
6	コンサルティング能力	50点

エ) 提案書記載項目別の評価点

提案書記載項目の評価点は、配点50点の項目については、各審査員と各評価員の評価の平均値を10倍して計算する。配点20点の項目については、各審査員と各評価員の評価の平均値を20倍して計算する。

オ) 点数の計算方法

技術（提案）の評価点数は以下の数式によって計算する。

$$\text{（各記載項目別の評価点）の合計} = \text{技術（提案）の評価点}$$

6 価格点について

ア) 価格点の評価

価格点の評価にあたっては、価格提案書に記載された提案価格を評価する。

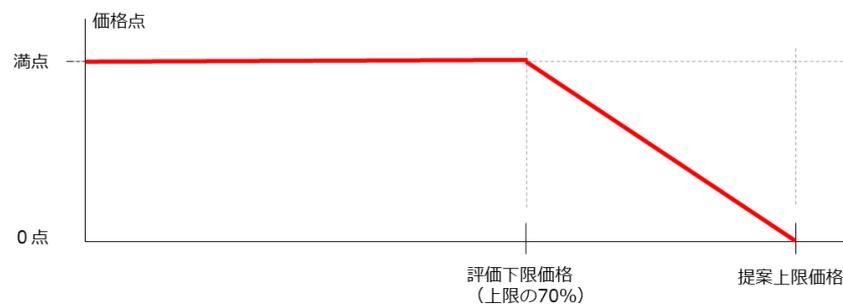
イ) 評価方法

提案上限価格を超えた価格提案を行った場合は失格とする。

提案上限価格と同額の価格提案を行った場合は、価格点を 0 点とする。

評価の下限価格以下の価格提案を行った場合は、価格点を 500 点とする。

提案上限価格以下の提案価格による価格点は、下図のとおり比例的に点数を付与する。



ウ) 点数の計算方法

価格点の評価点数は以下の数式によって計算する。

$$\text{（提案上限価格} - \text{提案価格）} \div \text{（} 500 \text{点} \div \text{（提案上限価格} \times 70\% \text{））}$$

$$= \text{価格の評価点（最大 500 点）}$$

（小数点第 2 位を四捨五入）

以 上